


その他お問合せいただいた内容（随時更新）

分類	No.	質問	返答	追加日
事業制度 ガイドライン	Q1	ネーミングライツ・パートナーになった際の販売促進活動は、どこまで可能ですか。	➡ 施設内にお店を構える等の常時営業活動を行うことは不可とし、イベント開催時にサンプルを配布する等、単発的なものを想定しています。 自社商品の販売行為については、別途相談してください。	1月28日
事業制度 ガイドライン	Q2	選定基準の「合計点数の平均点」とは？	➡ 審査委員が複数人おり、それぞれの合計点から平均点を算出するものです。	1月28日
事業制度 ガイドライン	Q3	選定基準の審査項目「ネーミングライツ料」の「応募金額の妥当性」とは？	➡ 複数応募があった場合、応募金額が高いほど優位となります。以下のように計算する予定です。 例) 応募金額がA社：60万円とB社：30万円の場合、 A社:40点満点 B社:40点×(30万円/60万円)＝20点	1月28日
事業制度 ガイドライン	Q4	応募時の提出書類「市町村税の滞納がないことの証明」について、市で納付状況を確認してもらえないか？	➡ 足利市内に所在地を置く企業であれば、企業様の同意をいただくことにより、市税の納付状況を確認いたします。 様式4「足利市ネーミングライツ事業申込にかかる誓約書・同意書」の同意欄にチェックを入れてご提出ください。 同意しない場合又は市外の企業様は、お手数ですが、証明書を取得していただき添付してください。	2月3日
事業制度 ガイドライン	Q5	愛称を付した看板等の設置について、看板を直接施設の建物にビス止め等により貼り付けることは可能ですか。 その場合に撤収時に当社の負担により補修すれば良いですか。	➡ 看板等の設置について、施設の建物にビス止めにより貼り付けることは可能です。設置した看板等は、契約終了時に企業様の負担により撤去や原状回復をしていただきます。	2月3日
事業制度 ガイドライン	Q6	名称看板の設置箇所の指定はありますか。 名称看板の大きさに制限はありますか。	➡ 看板の設置箇所や大きさについては、栃木県屋外広告物条例の市街地形成型地域の基準に照らし合わせて、別途協議をさせていただきます。	2月3日
事業制度 ガイドライン	Q7	1つの施設に対しネーミングライツ・パートナーになりたいと考えております。 2つの施設に応募してどちらもパートナーとなることが可能となった場合、1つの施設は辞退できますか？	➡ 契約締結に向け、市は優先交渉権者となった企業と協議・調整を行います。契約内容に双方が合意に至らない場合等やむを得ない場合に限り、企業は優先交渉権者を辞退することができますが、左記の理由による辞退はできません。また、契約締結後も辞退することはできません。 <u>パートナーを希望する施設に応募いただきますよう、御理解をお願いいたします。</u> 優先交渉権者を辞退する場合は、「足利市ネーミングライツ事業 優先交渉権者辞退届」（様式6）を市に提出してください。 ※ガイドライン11（2）参照 なお、募集期間中に応募を辞退することはできます。 （優先交渉権者決定前） ※ガイドライン10（3）参照	2月8日
事業制度 ガイドライン	Q8	パートナーとなった場合、社員が当該施設を利用する上で、何か特典的なものはありますか？	➡ 社員特典はありません。 ネーミングライツ・パートナーは、パートナーのHP等で広報することや、市と協議の上、販売促進やポスターの掲出が可能です。 また、市はHPやSNS、報道機関への情報提供を通じてパートナー企業や愛称について広く公表していきます。	2月8日
応募申込	Q9	申込時に提出する「決算関係書類」とは、どのようなものですか？	➡ 貸借対照表、損益計算書等、企業の経営成績や財務状況が分かる書類の提出をお願いします。	2月8日
事業制度 ガイドライン	Q10	ネーミングライツ事業は、契約期間満了後終了しますか？	➡ 5年後も継続します。更新時において、ネーミングライツ・パートナーとなった企業は、優先的に交渉する候補者となることができます。（更新時においても、応募書類等提出の上審査委員会での審査を実施します。）	2月8日

その他お問合せいただいた内容（随時更新）

分類	No.	質問	返答	追加日
事業制度 ガイドライン	Q11	ガイドライン6（3）イで「愛称が定着するまで正式名称を併記する」とありますが、どのように併記するのですか？	<p>「愛称」（正式名称）と表記します。 例）足利市民プラザの場合 ○○プラザ足利（足利市民プラザ） ○○ホール（文化ホール）</p> <p>➡ 市や関係機関で作成するパンフレットやポスター等の印刷物については、愛称使用開始後、残部数や切り替え時期などを考慮して作成し上記のとおり表記いたします。 施設の看板につきましては、正式名称の表示の有無は問いません。</p>	2月15日
事業制度 ガイドライン	Q12	看板の表示内容について、施設の愛称とともに、会社名を記載してもよろしいですか？	<p>会社名を施設の愛称の文字より小さい文字としたり、目立たない色にしたり、看板の端に表示したりする等、施設の愛称表示の妨げとならない程度の表示であれば可能です。 また、企業のロゴを愛称と一緒に表示することも可能です。 会社名の表示の仕方や会社名を併記した看板の設置可能な場所については、施設管理者と別途協議とします。 ※イメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  </div>	2月21日
事業制度 ガイドライン	Q13	ネーミングライツ・パートナーとなった施設の敷地内に、会社の広告宣伝となる看板を設置してもよろしいですか？	<p>会社の広告宣伝となる看板の設置は不可とさせていただきます。 ※設置不可な例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 会社のキャッチフレーズなど (企業名) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 企業ロゴのみ </div> </div>	2月21日
事業制度 ガイドライン	Q14	本社所在地は足利市外になりますが、足利市内に複数の事業所がある場合、「足利市内に所在地を置く企業」に該当し、市民税の納付状況を市に確認してもらうことができるか。 該当しない場合は本社所在地の証明書を提出すればよいのか。	<p>本社（本店）所在地が足利市外であって、足利市内に事業所がある場合につきましては、本社（本店）所在地及び足利市の「市町村税の滞納がないことの証明（発行3ヵ月以内のもの）」（以下「証明」）が必要となります。 ➡ 恐れ入りますが、本社（本店）所在地及び足利市の「証明」のご提出をお願いいたします。 なお、足利市の「証明」につきましては、様式4の市税納付状況調査に同意いただければ、足利市で確認させていただきます。</p>	7月22日